

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

第59期

ENEOS喜入基地株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部	17,784	負 債 の 部	8,971
流 動 資 産	(4,392)	流 動 負 債	(1,986)
現 金 預 金	3	買 掛 金	0
預 託 金	3,063	1年内返済の長期借入金	132
売 掛 金	546	リ ー ス 債 務	27
貯 蔵 品	238	未 払 金	1,493
未 収 入 金	5	未 払 費 用	178
未 収 消 費 税 等	512	未 払 法 人 税 等	35
そ の 他 の 流 動 資 産	23	預 り 金	7
		賞 与 引 当 金	111
固 定 資 産	(13,391)	固 定 負 債	(6,985)
有 形 固 定 資 産	[10,707]	長 期 借 入 金	114
建 物	423	リ ー ス 債 務	192
構 築 物	2,226	修 繕 引 当 金	6,186
油 槽	517	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	14
機 械 装 置	1,574	退 職 給 付 引 当 金	476
車 両 運 搬 具	1		
工 具 器 具 備 品	303		
リ ー ス 資 産	204		
土 地	5,398		
建 設 仮 勘 定	58		
無 形 固 定 資 産	[102]		
ソ フ ト ウ ェ ア	102		
投 資 そ の 他 の 資 産	[2,581]	純 資 産 の 部	8,812
投 資 有 価 証 券	87	株 主 資 本	(8,796)
関 係 会 社 株 式	275	資 本 金	[4,000]
繰 延 税 金 資 産	2,148	利 益 剰 余 金	[4,796]
そ の 他 の 投 資	127	利 益 準 備 金	1,293
貸 倒 引 当 金	△ 57	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,502
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	0
		別 途 積 立 金	300
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,202
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	(16)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16
資 産 合 計	17,784	負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,784

損 益 計 算 書

〔 自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月 31日 〕

第 59 期

ENEOS喜入基地株式会社

	百万円	百万円
売 上 高		7,544
売 上 原 価		6,912
売 上 総 利 益		<u>631</u>
一 般 管 理 費		<u>355</u>
営 業 利 益		<u>276</u>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	100	
資 産 賃 貸 収 入	5	
雑 収 入	44	165
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
固 定 資 産 除 却 損	1	
雑 損 失	4	8
経 常 利 益		<u>433</u>
税 引 前 当 期 純 利 益		433
法人税、住民税および事業税		103
法 人 税 等 調 整 額		<u>△ 67</u>
当 期 純 利 益		<u>396</u>

個別注記表

第59期

ENEOS喜入基地株式会社

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法を採用しております。

② 無形固定資産 定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 修繕引当金 将来の修繕費用の支出に備えるため、消防法により定期開放点検が義務付けられた油槽に係る点検修理費用を期間配分し当期に対応する額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

石油類の貯蔵および受払業務に関する収益は、顧客に財ならびにサービスの支配が移転した時点で認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 68,935 百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務
- ① 金銭債権
- ア. 売掛金 546 百万円
- イ. 未収入金 4 百万円
- ② 金銭債務
- ア. 未払金 77 百万円
- イ. 未払費用 69 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 営業取引
- ア. 売上高 7,542 百万円
- イ. 仕入高 0 百万円
- ウ. 売上原価および一般管理費 850 百万円
- ② 営業取引以外の取引 104 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 1,200,000 株
- (2) 配当に関する事項

①配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 百万円	配当の原資	1株当たり配当額 円	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	172	利益剰余金	144	2024年6月27日
2025年2月28日 臨時株主総会	普通株式	2,000	資本剰余金	1,667	2025年3月31日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会において、次の通り決議を予定しております。

決議（予定日）	株式の種類	配当金の総額 百万円	配当の原資	1株当たり配当額 円	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	396	利益剰余金	330	2025年6月30日

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
修繕引当金		1,939 百万円
賞与引当金等		39
退職給付引当金		149
減損費用		147
その他		27
繰延税金資産 小計		2,303 百万円
評価性引当額		△ 151 百万円
繰延税金資産 中計		2,151 百万円
繰越欠損金分		0
繰延税金資産 合計		2,151 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		0 百万円
その他		2
繰延税金負債 合計		2 百万円
繰延税金資産の純額		2,148 百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響額は軽微です。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金計画に照らして、余裕資金発生時には、ENEOSファイナンス株式会社に運転資金を預託するとともに、運転資金必要時にはENEOSファイナンス株式会社より借入を受けております。

営業債権である売掛金は、親会社に対するものであります。また、未収入金は、関係会社に対するものが主であり、他の取引先に対する一部の残高については、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場変動のリスクに晒されております。このため、四半期ごとに時価の把握を行うとともに、保有状況を継続的に管理しております。

営業債務である買掛金、並びに未払金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、設備投資に係る資金調達を目的として、ENEOSファイナンス株式会社より固定金利および変動金利で借り入れております。金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない関係会社株式(貸借対照表計上額 275百万円)は、含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金預金	3	3	-
(2) 預託金	3,063	3,063	-
(3) 投資有価証券	87	87	-
(4) 1年内返済の長期借入金	(132)	(133)	1
(5) 未払金	1,493	1,493	-
(6) 長期借入金	(114)	(114)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金預金、(2) 預託金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

この時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	71	87	16

(4) 1年内返済の長期借入金、(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、長期借入金の決済日後の返済予定額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	132	114	-	-

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、倉庫等の保有施設の一部を賃貸しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	時 価
142	213

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ENEOS株式会社	被所有直接100%	兼任2人	当社設備の利用者	売 上 高 *1	7,521	売 掛 金	546

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 取引条件ないし取引条件の決定方法

*1 売上高(基地運営料金等)については、「喜入基地作業委託契約書」に基づき、別に定めた対象経費にマージンを加算した金額によっております。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ENEOSファイナンス株式会社	なし	なし	グループ金融	資金の入出金 *1	△ 2,223	預 託 金	3,063
					資金の返済	132	1年内返済の長期借入金 長期借入金	132 114

(注) 1 マイナス表示は出金を表しています。尚、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 取引条件ないし取引条件の決定方法

*1 資金の預託および借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。当社は余裕資金発生時にはENEOSファイナンス株式会社に運転資金を預託するとともに、運転資金必要時には返済・借入を受けております。よって、取引金額については、それぞれネット表示しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 7,343円 56銭

(2) 1株当たりの当期純利益 330円 33銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(1) 記載金額

百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 資産除去債務

当社喜入基地の棧橋設備等については、鹿児島県港湾管理条例の規定により原状回復義務を有しており、これが資産除去債務の対象であることは認識しておりますが、当該資産除去債務については、事業年度の末日現在において入手可能な全ての証拠を勘案して最善を尽くしても、履行時期の予測および除去費用の負担額の合理的な見積もりが困難であることから計上しておりません。